第八百十二号

○青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する ○青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査の実施 意識調査(排出事業者)の実施……………((環境政策課)… | 同

告

示

目

次

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 保高

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防

○介護保険法による介護医療院の廃止の届出……………

同 同

: :

三

公 告

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………… (行政経営課) … 三

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…… (道 路

課

:

 \equiv

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習) の実施………

企生

画活 画安

課全

: 四

告

示

青森県告示第四百八十五号

青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査を次のとおり実施するので、青

| 令和六年 | 九月十一日 | 1

調査対象の範囲

報告を求める事項及びその基準となる期間

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

険福

課祉

: =

産業廃棄物の処理状況

2 報告を求める基準となる期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日

兀 報告を求める者

所のうちから、別に定める方法により抽出した者 県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業

Ŧī. 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

令和六年九月二十七日から同年十月二十八日までとする。

青森県告示第四百八十六号

二号)第三条の規定により告示する。 を次のとおり実施するので、 青森県循環型社会形成推進計画策定に係る廃棄物に関する意識調査 青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十 (排出事業者) する。

森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示

令和六年九月十一 日

青森県知事

宮

下

宗

郎

調査の目的

を図るとともに、「青森県循環型社会形成推進計画」の策定に係る基礎資料を得る 青森県内の産業廃棄物の排出・処理等の実態を調査し、 廃棄物の適正処理の確保

ことを目的とする。

三 県内に所在する事業所

産業廃棄物の発生状況

産業廃棄物の発生量に関連する活動量指標

までの一年間とする。 (一部の項目については、 令和六年三月三十一日現在)

令和六年九月十一日

青森県知事

宮

下

宗

郎

調査の目的

進計画」の策定に係る基礎資料を得ることを目的とする。 識を調査し、廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、 青森県内の廃棄物の排出・処理等の実態及び、排出事業者の廃棄物等に関する意 「青森県循環型社会形成推

調査対象の範囲

県内に所在する事業所

報告を求める事項及びその基準となる期間

報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

環境への配慮に関する取組状況

廃棄物の適正処理に関する取組状況

廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用に関する取組状況

までの間の任意の一日現在とする。 報告を求める基準となる期間は、令和六年九月二十七日から同年十月二十八日

兀 報告を求める者

県内に所在する、産業分類が農業を除く産業に属する従業者規模五人以上の事業

Ŧī. 報告を求めるために用いる方法

所のうちから、別に定める方法により抽出した者

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

六 報告を求める期間

令和六年九月二十七日から同年十月二十八日までとする。

青森県告示第四百八十七号

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 郎

会法社 人会 秋福 葉祉	会法社 人会 秋華祉	弘 愛 会 人	氏名 称 又は	指定居宅
の木字市 一三八太郎山三 八太郎山三原	の一三八 一三八太郎山三 八戸市大字河原	三丁目一の四弘前市大字宮川	所在地又は住所主たる事務所の	定居宅サービス事業者
護訪 問 看	護訪 問 介	護訪 問 介	の	サ居 ビ宅
シ護ベル彩 ョス訪け ンテ問リア 1 看 1 ア	シーベル彩 ヨスヘテ香 ンテルリ園 ーパーア	泉れ事訪問 お業別 い 温ふ	名称	行居宅サー
ノ大上 沢字北 一川 一川 一川 大川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川 一川	ノ沢一二七 大字大浦字・ 二七 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	六の四 地ヶ丘二丁目 日 日 子 日 二丁目	所在地	事業所
"	六・ 七・三二	令和 ・七·三〇	年届廃 月 止 日出の	
"	六・ 八・三	六 令和 で一五	年廃 月 日止	

青森県告示第四百八十八号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 郎

会法社 人会 秋福 葉祉	氏名 称 又は	事指定介護	
の木八 一字戸 三八市 八太大	所在地又は	予防サー 1	
郎字 山河 三原	は務 住所 の	ぜ 者ス	
看防介 護訪護 問予	種ビ防介 類スサ護 の1予		
シ護ベル彩 ョス訪テ香 ンテ問リ園 1看1ア	名称	事介 業護 を予	
ノ沢一二 沢一二 二二 大 北郡 東北 七字 北郡	所在地	行う事業所	
境町 令和	年后	三届廃	
±•≡1	月一止日出の		
六 令 和 ご 三	年廃 月 日止		

青森県告示第四百八十九号

の七第二号の規定により公示する。 護医療院の開設者から介護医療院を廃止する旨の届出があったので、同法第百十四条 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条第二項の規定により、

令和六年九月十一日

青森県知事 宮 下 宗 郎

白磨療法人	氏名 称又は 名	介護医
町二〇の六の六字旭	所在地又は名称主たる事務所の	療院の開設者
護医療院	名称	介護
一平五.	所	11.
.井川 町川原 四市	在	医療
二字 の中	地	院
六・ 五 三 元	年届廃 月 止 日出の	
六・七・一	年廃 月 日止	

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

第十二条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和六年九月十一日

青森県知事 宗

物品等の名称及び数量

データ通信回線付きモバイル端末

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

(

宮 下 郎

次の介 四 五.

三

契約の方法

青森市新町二丁目四の三〇

落札者を決定した日

一般競争入札

六

青森市新町二丁目六の二九 株式会社ビジネスサービス 落札者の名称及び住所 令和六年八月十六日

九月三十日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、六 か月相当分である。) に規定する長期継続契約であり、 落札金額 四百十五万八千円 (本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条 契約期間は令和六年八月二十一日から令和十一年

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者 を落札者としたものである。 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者 七

落札者を決定した手続

八 入札の公告を行った日

令和六年七月五日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令

令和六年九月十一日

同令第十二条の規定により次のとおり公示する

青森県知事 宮 下 宗

郎

特定役務の名称及び数量

奥入瀬渓流 走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験業務委託

七

随意契約の理由

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地走行空間の技術的検証を目的とした自動運転実証実験 一式

三 契約の方法 青森市長島一丁目一の一

青森県県土整備部道路課

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年八月八日

契約の相手方の名称及び住所

Ŧī.

WILLER株式会社

大阪府大阪市北区大淀中一の一の八八の六〇〇

梅田スカイビルタワーイースト六階

六 契約金額

四千四百二万七千円

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

八 契約の相手方を決定した手続項第二号に該当

ものである。
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

公安委員会

青森県公安委員会告示第百九号

という。)の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外う。)第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講第一号に規定する警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講響備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項

るので、講習規則第二条の規定により公示する。の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施す

令和六年九月十一日

青森県公安委員会委員長 横 町

俊

明

講習の区分

法第二条第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

会追す了

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇

青森市はまなす会館

受講定員

四

二十人(予定

う。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」とい五 受講対象者

である者 である者 近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

一 受付期間

令和六年九月二十四日(火)から同月二十七日(金)までの間

二 受付時間

午前九時から午後四時までの間

三 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七

講習受付時間

こととし、郵送等による申込みは認めない。 六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

受講申込みの書類

4

画 明する次の書面一通を添付すること。 メートルの写真一葉を貼り付けること。)一通に受講対象者に該当することを疎 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ

等の作成に係る書面及び履歴書 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者

既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写し

受講手数料

受講手数料一万円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入するこ

1 その他

講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対

講習修了証明書を交付する。

受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

1

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

電話〇一七—七二三—四二一一

| 青森市長島一丁目一番一号 | | 青森市長島一丁目一番一号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

云社 | 定価小口一枚ニ付十八円九十銭| | 毎週月・水・金曜日発行

(発行 一下長島一丁円 1月